

TMBニュース



税理士法人トータルマネジメントブレイン URL : <https://www.tsubota-tmb.co.jp/> 令和6年11月15日発行

有限会社トータルマネジメントブレイン Mail : tmb@tkcnf.or.jp

担当 : 吉田

〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町5-17 7カティ南森町6F

TEL : 06-6361-8301 FAX : 06-6361-8302

受取人が先死している場合の死亡保険金受取人

生命保険契約に係る保険金には契約時に受取人が指定されています。死亡保険金には相続税の非課税枠が設けられているなど、税務上のメリットも高く相続税対策として非常に有効です。しかし、被保険者が死亡した時に既に受取人が死亡しており、受取人の再指定がされていなかった場合はどのような取扱いになるのでしょうか。今回は事例を用いてご説明いたします。

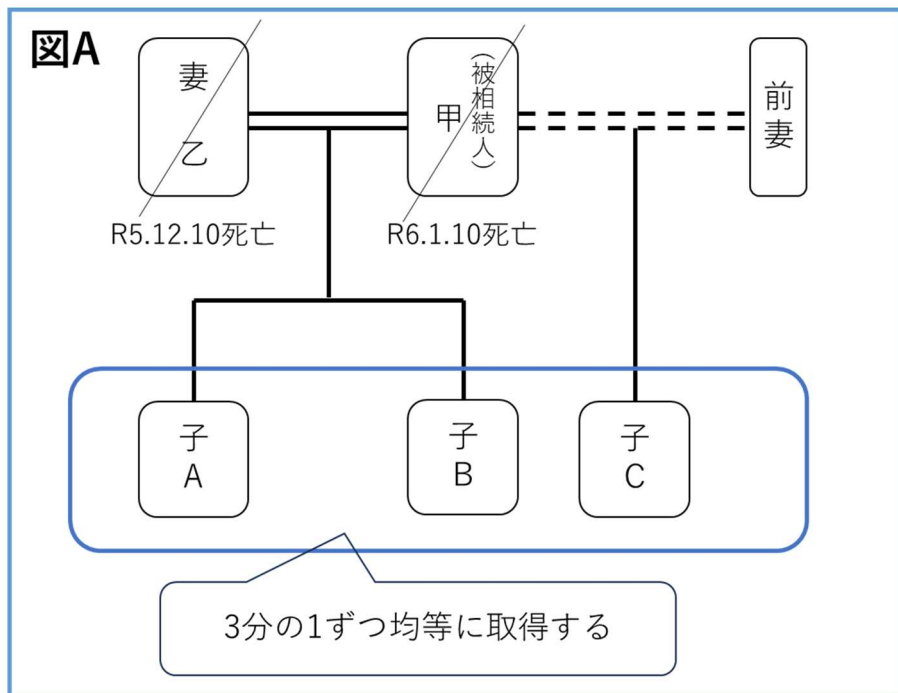
1. 保険金受取人の死亡時の取扱い

生命保険契約に係る保険金の受取人が保険事故発生前に死亡し、受取人の再指定が行われていなかった場合の受取人は「保険契約者によって保険金受取人として指定されたもの（指定受取人）の法定相続人又はその順次の法定相続人であって被保険者の死亡時に現に生存するものと解するべきである」とされ、「指定相続人の法定相続人とその順次の法定相続人とが保険金受取人として確定した場合には、各保険金受取人の権利の割合は、民法427条(※1)の規定の適用により、平等の割合になるものと解するべきである。」とされており（最高裁判平成5年9月7日判決）。では、実際どのような取扱いとなるのか次の事例を用いてご説明いたします。

※1 民法427条（分割債権及び分割債務）数人の債権者又は債務者がある場合において、別段の意思表示がないときは、各債権者又は各債務者は、それぞれ等しい割合で権利を有し、又は義務を負う。

2. 被相続人に前妻の子がいる場合

前提条件として①甲と妻乙の間に子が二人（子A・子B）②甲と前妻の間に子が一人（子C）③甲は妻乙を受取人に指定した生命保険契約を締結④妻乙の死亡時に受取人の再指定を行っていなかったケースとします。（図A参照）甲の保険事故発生時（R6.1.10）には受取人である妻乙は先死（R5.12.10）しているため、妻乙の法定相続人である甲、子A、子Bが受取人としての権利を取得します。しかし、甲も死亡しているため、甲の相続人である子Cも受取人としての権利を取得することになります。また、取得割合は前述の民法427条の規定が適用されることから子A・子B・子Cが3分の1ずつ均等に取得することとなります。つまり、受取人に指定した妻乙が受け取るはずだった死亡保険金につき、前妻の子Cにも取得する権利が発生します。



3. 保険金の受取人は誰にするべきか？

相続税の納税資金の確保や相続人の生活のために生命保険を契約することは死亡保険金の非課税の適用もあることから非常に有効です。しかし、相続税のかかる人は受取人を配偶者にしない方が良いでしょう。配偶者には相続税の配偶者控除が設けられているため、1億6千万円まで（1億6千万円超の場合は配偶者の法定相続分まで）の取得財産に相続税は課税されません。このことから、死亡保険金の受取人は配偶者控除の適用がない子を指定し、配偶者には現預金を相続してもらうのが資産家にとっては有効な方法です。

4. まとめ

今回は死亡保険金の受取人の取扱いについてご説明いたしました。相続が発生した場合の節税や納税資金の確保は非常に重要ですので、保険金の受取人は今一度ご確認下さい。また、相続人間で争いが起きないようにするためには争争対策も重要ですので、不動産や金融資産、非上場株式などの相続財産についても誰が相続するべきか検討した上で、遺言書を作成しておけば、相続時にスムーズに財産の承継を行うことができます。ご自身の財産をどのように承継させればよいかお悩みの方は是非弊社までご相談下さい。